

文化活動支援助成事業
利用の手引き
(2019 年度事業募集)



公益財団法人沖縄県文化振興会

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1

沖縄産業支援センター6階 605号室

TEL (098) 987-0926

FAX (098) 987-0928

はじめに

公益財団法人沖縄県文化振興会は、沖縄県の文化の振興を図るとともに多様な文化の創出を図るため、県内の文化団体等が実施する文化活動に対して助成します。

この「利用の手引き」は、助成事業の申請手続きを円滑にできるようまとめたものです。ご利用いただければ幸いです。

平成 30 年 12 月

公益財団法人沖縄県文化振興会

目 次

1	対象となる文化団体	1
2	助成金の交付および対象となる助成事業	1
3	助成対象事業の具体例	2
4	助成事業の対象経費	3
5	助成金の算定方法	3
6	助成対象者への制限	3
7	助成金の交付手続きの手順・申請方法	4～5
8	助成事業終了後の手続き	5～6
9	その他	6
10	申請書の記入例	7～9
11	申請書	10～13

助成金とは…

助成金とは、国や財団からもらえる返済不要のお金のことで
す。助成金は融資とは異なり、もらっても返済する必要がな
く、当然利子もかかりません。

当財団では、沖縄県の文化の振興を図るため、文化団体が実
施する文化活動を対象に助成をしています。

1 対象となる文化団体

助成金交付を受けることができるのは、次の要件を満たす文化団体です。

- (1) 沖縄県内に住所または活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 会計経理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があり、または助成事業を最後までやり遂げる見込みがあること。

※ なお、以下の団体については対象となりません

- ① 地方公共団体及び地方公共団体を構成員とする実行委員会
- ② 文化施設の運営を目的とする団体
- ③ 株式会社等の営利法人
- ④ 政治団体・宗教団体や文化活動以外の主たる活動を行う団体（例えば農業協同組合や商工組合・労働組合など）

2 助成金の交付 および 対象となる助成事業

助成金の交付を受けるためには、審査委員会の審査を受け、助成事業として採択されなければならない。申請しただけで助成金がもらえるわけではありません。また、採択後は事業を実施した後に助成事業完了報告書を提出する必要があります。

規模の大小は問いませんが、本県の文化振興に寄与する事業であることが要件です。なお、文化団体の年間の運営に助成するものではなく、一定の期間に行う特定の事業に対して助成することになります。

※ 以下のような事業は助成の対象になりません。

- (1) 助成事業の目的及び実施方法が適切でない。
例えば、次の場合等については助成の対象となりません。
ア 展覧会・展示会等で作品の販売を行う場合
イ 寄付等を目的として行う場合（チャリティー販売等）
- (2) 特定団体の宣伝、または営利を目的とするとき。
例えば、塾・教室などの成果発表等は助成の対象となりません。
- (3) 学校教育上の文化行事や部活動は助成の対象となりません。
- (4) 専ら販売（営利）を目的とした出版物、デジタルの記録物を作成する事業は助成の対象外です。
- (5) 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業。
- (6) 事業の鑑賞対象者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業。
例えば、同窓会事業や会員制の芸術鑑賞団体等が実施する事業は助成の対象外です。

3 助成対象事業の具体例

助成対象事業の具体例は次のとおりです。

助成事業の種類		該当例	該当しない例
自主企画・成果発表事業	自主企画型	<ul style="list-style-type: none"> ・自主企画によるプロ演奏家のレクチャーコンサート ・プロと県内楽団の合同コンサート ・プロの作品とアマチュアの作品の合同展示会 ・アマチュアオーケストラとアマチュア合唱団の合同コンサート ・アマチュア劇団の合同演劇祭 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽事務所等によって企画されたコンサートの買い取り ・プロの劇団が企画、制作、公演する演劇 ・特定の音楽家または美術家の単なる演奏会または作品展
	成果発表型	<ul style="list-style-type: none"> ・アマチュアオーケストラ、吹奏楽団、合唱団、劇団等の公演 ・アマチュア美術家団体の展示会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの音楽家による公演 ・招へいした音楽家による公演 ・プロの美術家の作品の展示 ・借用した作品の展示
芸術文化派遣・招へい事業	派遣型	<ul style="list-style-type: none"> ・県外や海外で行う公演に参加する等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら文化団体等の活動目的のために参加する公演等
	招へい型	<ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア楽団の勉強会へ指導者を招へいする事業 ・県外の芸術家を招へいして文化団体等の活動の参考となる公演等 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を主な目的とするプロの音楽家による公演
芸術文化普及事業	<p>県内の文化団体等が県内で行う訪問体験型文化事業及び日ごろ公演等の会場まで行くことのできない児童生徒や病院等の施設入所者に対する訪問公演等（アウトリーチ活動等）で人材育成、幅広く県民への芸術文化の体験機会及び理解を深める場を提供することが期待される事業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験コーナーの付随した公演 ・技術指導の付随した公演、レクチャーコンサート ・幼稚園、小中学校、各種施設等の訪問演奏会、アウトリーチ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・公演だけで、参加体験型活動や技術指導等を伴わないもの ・訪問型のアウトリーチ活動でないもの

4 助成事業の対象経費

事業の実施に必要な経費の総額から、対象外経費を除いた額が対象経費となります。

(1) 事業対象経費

- ① 事業にかかる会場等使用料 …会場、控え室、舞台にかかる経費 等
- ② 印刷製本費 …チラシ、プログラム、チケット 等
- ③ 旅費・宿泊費 …出演者の旅費・宿泊費
- ④ 賃借料 …衣装借用 等
- ⑤ 出演料・謝礼金 …出演者、舞台監督、司会、当日の運営係等に対する費用
- ⑥ マネジメント料 …企画制作費用
- ⑦ 事業にかかる消耗品費

(2) 事業対象外経費

- ① 備品 (一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のもの)・事務機器
- ② 印紙代・振込手数料
- ③ 電話・ファックス・電子メール代
- ④ 交際費・接待費・飲食費 (ホテルパック内の食費代も含む)
- ⑤ 予備費
- ⑥ 取材・会議・企画・打ち合わせ等に係る経費
- ⑦ レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- ⑧ 事業外の練習に係る稽古場費等
- ⑨ 記念品・贈答品・各個人への支給品代
- ⑩ 業社へ委託しての企画制作費用

※上記に記載のない費用については、お問い合わせ下さい。

5 助成金の算定方法

助成金の額は、当該助成事業について、その実施計画書と収支予算書の内容を吟味した上で算出した助成対象経費から、収入を控除した額かつ上限額の範囲内で、財団の定める額になります。

※事業ごとの各要件等の詳細については、実施規程の別記に記載された各事業の説明をお読みください。

【計算式】 (助成対象経費一下記の収入)

上 限 額： 50 万円 (千円未満の端数は切り捨てます)

収 入

- ① 入場料収入 (これに準ずるものを含む) ② 参加料収入 ③ 協賛金収入
- ④ 広告料収入 ⑤ 関連団体からの補助金及び負担金等収入

6 助成対象者への制限

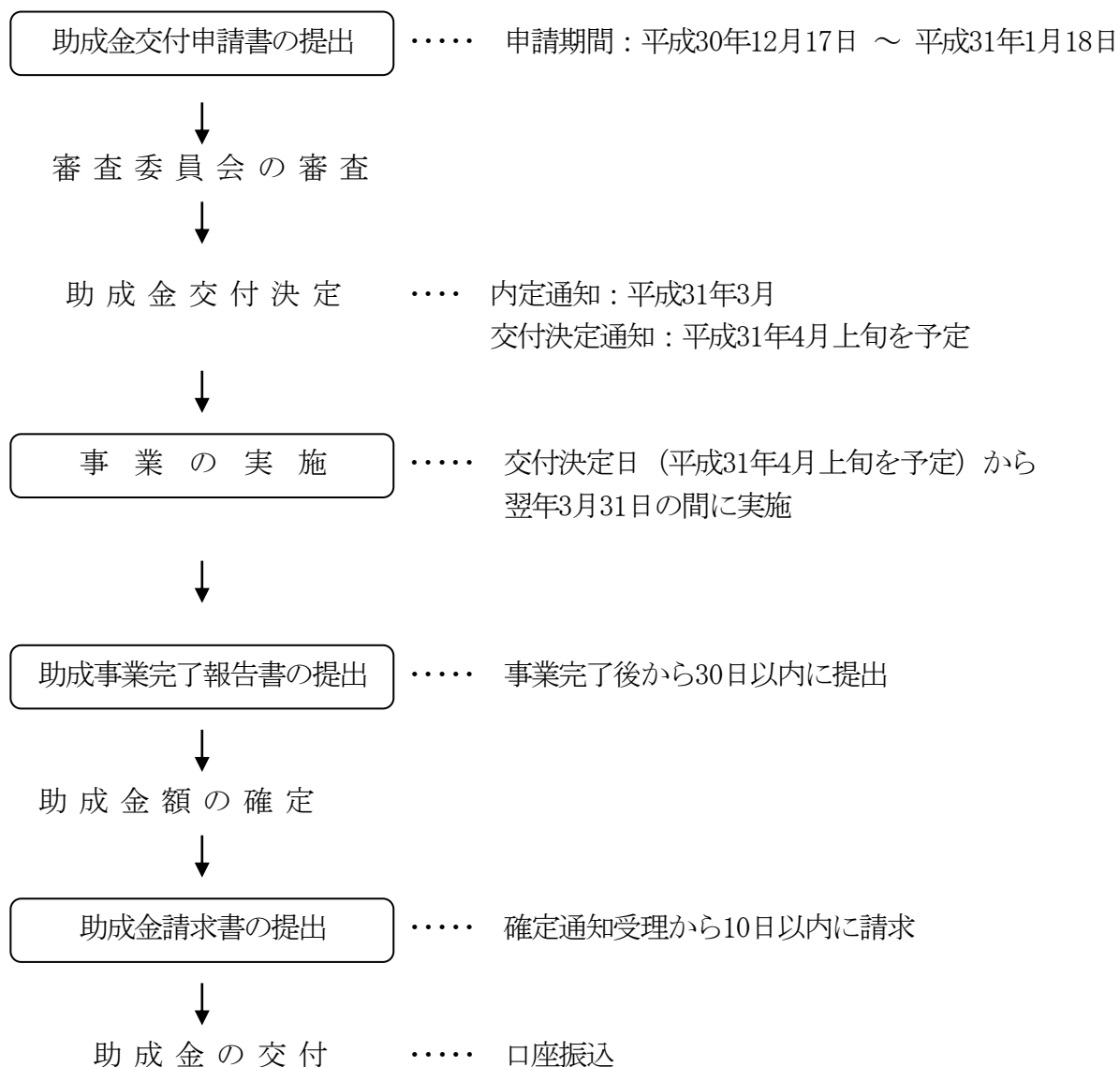
助成事業では、公平な助成金の交付を図るため、次のとおり助成を受けられる方の制限を設けております。

- (1) 当該年度で1事業の申請が出来ます。複数の事業を申請することは出来ません。
- (2) 補助回数の制限は設けていません。ただし、助成金の交付を受けた団体は、3年連続して補助金を受けることは出来ません。また、過去に採択された実績がある場合、審査において優先度が低くなる可能性があります。

7 助成金の交付手続きの手順・申請方法

交付手続きの流れは次に示すとおりです。申請書に記入後、必要な書類を添えて提出してください。（申請書の様式は当手引書のp. 10～p. 13をコピーして使用しても結構です。）

(1) 申請から助成金交付までの流れ（ の中が申請者の行う内容です。）



(2) 助成対象事業期間及び申請期間

助成対象となる事業を行う期間	申請期間	備考
交付決定日から 2020年3月31日まで	平成30年 12月17日(月)～ 平成31年 1月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便の場合は郵便書留とする ・締切日の消印有効 ・持込みは平日9時～17時受付

※出版物による成果発表事業について、「助成対象となる事業を行う期間」は当該年度の出版物の刊行日とします。

(3) 申請書類 (各1部)

- ①助成金交付申請書 (様式1号)
- ②団体概要書
- ③収支予算書
- ④その他参考になるもの (これまでの活動実績がわかるもの、規約など)
- ⑤添付資料 ※事業の種類によって内容が違います。

ア 自主企画・成果発表事業

- ・助成対象経費の見積書等、経費の根拠が分かる資料
- ・予定している事業の企画書等、内容の分かるもの
- ・演劇公演の場合、あらすじ等、内容の分かるもの

イ 芸術文化派遣招へい事業

- ・派遣者の旅費の額及び支払うことが確認できるもの
- ・招へい事業については、指導者等の旅費の額及び支払うことが確認できるもの
- ・予定している事業の、企画書等、内容の分かるもの

ウ 芸術文化普及事業

- ・助成対象経費の見積書等、経費の根拠が分かる資料
- ・予定している事業の企画書等、内容の分かるもの

8 助成事業 終了後の手続き

- (1) 事業が完了してから、30日以内に次の書類 (各1部) を提出してください。
ただし、3月10日以降に完了する事業については、4月10日までに提出してください。
※事業完了日の考え方：補助対象経費の支出完了日とします。
例えば劇場等を使用しての公演企画の場合、完了日はその公演日ではなく公演実施後にかかる支出 (補助対象経費内) が行われた最終日となります。

助成事業実績報告書 (様式第6号)

- ・ 事業実績報告書
- ・ 事業収支決算書
- ・ 支出を証明する領収書等の証憑書類 (コピー可)
- ・ その他必要な書類

事業実績報告書には、上記以外に次の書類を添付してください。

- ・ 記録写真2~3枚程度または記録映像 (DVD等)
- ・ ポスター、プログラム、チラシ等各1部
- ・ 刊行物による成果発表の場合は、助成対象となった出版物5冊
- ・ 文化普及活動においては教材等1部
- ・ 市町村の助成金も併せて受けている場合は、交付決定通知書の写しなど、金額の確認できる書類
- ・ 協賛金・広告料などの領収書の写し

- (2) 助成事業実績報告書を審査する上で、事業内容について当会から問い合わせをする場合があります。
- (3) 助成金の額の確定通知受領後、助成金交付請求書（様式第8号）を提出してください。

9 その他

- (1) 交付決定後、公益財団法人沖縄県文化振興会のホームページ等で、各文化団体の助成事業の内容を一般公開します。
- (2) 助成金交付決定後に、助成事業について中止又は変更があった場合は、中止申請書（様式3号）や変更承認申請書（様式4号）を提出する必要があります。
- (3) 収支の結果、助成対象経費が減少した場合や剰余金が生じた場合は、助成金が減額される場合があります。

※本事業は、沖縄県からの補助金を受けて実施する事業であり、本公募は当該補助金交付決定前の事前準備手続きです。そのため、2019年度の本事業に関する当該補助金が交付されない場合には、事業が実施されない可能性があるほか、助成上限額等について変更することがありますので、その旨ご了承の上、ご応募下さい。

詳細は、下記の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人沖縄県文化振興会
住 所：沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室
電 話：098-987-0926
F A X：098-987-0928
担 当：助成事業担当まで

10 申請書の記入例

様式第1号（第7条関係）

平成〇〇年△△月□□日

公益財団法人沖縄県文化振興会
理事長 仲田 美加子 様

住 所 〒901-0152
沖縄県那覇市字小禄〇〇番地
団体名 音楽愛好×××の会
代表者 文化 三郎 (印)

2019年度助成金交付申請書

下記の事業を行いたいのので、文化活動支援助成事業実施規程第7条に基づき、助成金の交付を申請します。なお、本件の助成が決定した場合は、下記の情報を一般公開することに同意します。

記

助成事業の種類	自主企画・成果発表事業(成果発表型)	ジャンル	洋楽	整理番号	—
事業名	×××の会 ふれあいコンサート開催事業				
(趣旨・目的)	日頃の練習の成果を、同コンサートを開催することで広く県民に発表したい。				
(実施時期) 2019年8月5日(日)	(実施場所・収容人数) 〇〇〇市民会館 400人	(実施回数) 昼、夜2回公演			
(演目・曲目・幕構成・主な出演者・主なスタッフ等) / (展示作品の種類・点数・主な作品名・出品者名等)					
1 曲目① 〇〇〇 曲目② △△△ ... 2 出演者 ①〇〇〇 ②△△△ 3 スタッフ 照明 ××× 音響 □□□					
(特記事項) ※当該事業の特色(例年との相違点等)、事業内容の詳細が未定の場合は、その理由等 成果発表に加えて、ゲストを招いた合同演奏のコーナーを設けることで文化交流を図る。					
共催者名・後援者名とその役割	なし				
担当者連絡先	書類送付先住所 〒901-0152 那覇市字小禄〇〇番地	TEL 098(〇〇〇)〇〇〇〇 (勤務先・自宅・携帯) 勤務先の場合：名称・所属部署			
	団体における職・担当 会計担当	時間外連絡先	TEL ()		
	氏名(ふりがな)	FAX番号	()		
	(しんこうはなこ) 振興花子	e-メール	※必ず記入すること		
		ホームページURL			

10 申請書の記入例

(申請書添付書類)

事業収支予算書

●当該申請事業予算

単位：円

収 入			支 出			
項 目	内 訳 等	金 額	項 目	内 訳 等	金 額	
収入	入場料	2,000円×300人	600,000	使用料	会場及び音響・照明 機材使用料 60,000	60,000
	プログラム 販売収入	500円×300人	150,000	賃借料	衣装借用料 30,000	30,000
	広告料		100,000	舞台制作	小道具製作 50,000 会場看板 30,000	80,000
				通信運搬	郵便代 50,000	50,000
				印刷製本	ホスター(500枚)250,000 チラシ(10,000枚)150,000 プログラム(500冊) 250,000	650,000
				文芸費	舞台照明人件費 30,000円×4人 舞台裏方人件費 5,000円×4人 舞台監督料 40,000	180,000
				出演料	指揮料 40,000 演奏料 20,000円×4人	120,000
				アルバイト費	受付・案内 5,000円×2人 会場整理 5,000円×2人	20,000
				助成対象経費計 (a)		1,190,000
				助成対象外経費	食糧費	当日弁当・茶菓子 50人×600×2回
収入計 (A)		850,000	助成対象外経費計 (b)		60,000	
自己負担金 (B)		60,000	助成対象外経費計 (b)		60,000	
文化活動支援助成金希望額 (C)		340,000	助成対象外経費計 (b)		60,000	
総 額 (A)+(B)+(C)		1,250,000円	総 額 (a)+(b)		1,250,000円	

※ 収入と支出の総額は一致すること。〔(A)+(B)+(C) = (a)+(b)〕

助成金交付 希 望 額	340,000円	((a)-(A))の金額で、かつ、規程に定める上限額を超えない 額(1,000円未満切捨て1,000円単位)を記載してください。
----------------	----------	---

(申請書添付書類)

団 体 概 要 書

ふりがな		ふりがな	ぶんか さぶろう			
団体名	××の会	代表者名	文化 三郎			
所在地	那覇市小禄○○番地	設立年月日	平成6年11月5日			
組	設立目的 音楽を愛好するものが集い、ともにその技術を磨き、音楽を通じて互いの交流を図る。					
	組織体制（役職名等） ① 会長（1名） ② 副会長（2名） ③ 会計（2名） ④ 監査（2名）		会員数 弦楽器部門 20人 管楽器部門 15人 計 35人			
組織の沿革	年月日	内 容	年月日	内 容		
	H6.11.5	設立 初代会長 △△○○				
	H10.4	弦楽器部門、管楽器部門設立				
過去の活動実績	年月日	内 容	年月日	内 容		
	H6.11.5	第1回定期公演開催 (以降毎年1回開催)	H16.1.28	××音楽祭出演		
	H9.1.7	○○市からの招へいによる公演	H17.8.10	ふれあいコンサート開催		
	H12.2.8	△△合唱団との合同コンサート	H21.7.29	15周年記念公演(××市民会館)		
	H15.4.13	□□琉舞研究所との合同公演				
助成事業実施年度の事業計画及び予算(※1)	年間事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 出張コンサート(年4回 離島小中学校にて開催 6~8名派遣) 講習会(指揮者△△氏 4月、12月の毎週水曜日予定) ふれあいコンサート(8月中旬 △△市民会館予定:ワークショップ開催) 第17回定期公演(11月中旬 ○○市民会館予定) 				
		□収入		□支出		
	項目	内訳等	金額	項目	内訳等	金額
年	会費	5,000×35人	円 175,000	講習会	招へい旅費、印刷製本等	円 200,000
	委託料	500,000円	500,000	出張コンサート	旅費等	300,000
	入場料	1,200,000円	1,200,000	ふれあいコンサート	会場使用料、印刷製本費、舞台制作舞監・出演料等	1,250,000
	広告料	160,000円	160,000	定期公演	会場使用料、印刷製本費、舞台制作等	925,000
	協賛金	300,000円	300,000			
	補助金	340,000円	340,000			
	合計		2,675,000	合計		2,675,000

※団体の会則、規約等がありましたら提出書類に添付してください。

※助成金事業実施年度における、当該事業も含めた貴団体の全事業計画を記入してください。

1 1 申請書

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人沖縄県文化振興会
理事長 仲田 美加子 様

住 所 〒 —

団体名

代表者



2019 年度助成金交付申請書

下記の事業を行いたいので、文化活動支援助成事業実施規程第7条に基づき、助成金の交付を申請します。なお、本件の助成が決定した場合は、下記の情報を一般公開することに同意します。

記

助成事業の種類		ジャンル		整理番号	—	
事業名						
(趣旨・目的)						
(実施時期)		(実施場所・収容人数)		(実施回数)		
		人				
(演目・曲目・幕構成・主な出演者・主なスタッフ等) / (展示作品の種類・点数・主な作品名・出品者名等)						
(特記事項) ※当該事業の特色 (例年との相違点等)、事業内容の詳細が未定の場合は、その理由等						
共催者名・後援者名とその役割						
担 当 者 連 絡 先	書類送付先住所 〒 —		TEL () (勤務先・自宅・携帯) 勤務先の場合：名称・所属部署			
	団体における職・担当					
	氏名 (ふりがな)		時間外連絡先	TEL ()		
			FAX番号	()		
			e - メール			
			ホームページ URL			

1 1 申請書

(申請書添付書類)

事業収支予算書

● 当該申請事業予算

単位：円

収 入			支 出		
項 目	内 訳 等	金 額	項 目	内 訳 等	金 額
収入		円	助成対象経費		円
				助成対象経費計 (a)	
			助成対象外経費		
	収入計 (A)				
	自己負担金 (B)				
	文化活動支援助成金希望額 (C)			助成対象外経費計 (b)	
	総 額 (A)+(B)+(C)	円		総 額 (a)+(b)	円

※ 収入と支出の総額は一致すること。〔 (A)+(B)+(C) = (a)+(b) 〕

助成金交付希望額	円	((a)-(A))以内の金額で、かつ、規程に定める上限額を超えない額(1,000円未満切捨て1,000円単位)を記載してください。
----------	---	---

(申請書添付書類)

団 体 概 要 書

ふりがな		ふりがな				
団体名		代表者名				
所在地		設立年月日				
組 織	設立目的					
	組織体制 (役職名等)		会員数 計 人			
組 織 の 沿 革	年月日	内 容	年月日 内 容			
過 去 の 活 動 実 績	年月日	内 容	年月日 内 容			
助 成 事 業 実 施 年 度 の 事 業 計 画 及 び 予 算 (※1)	年間事業計画					
	年 間 事 業 予 算	□収入		□支出		
		項目	内訳等	金 額	項目	内訳等 金 額
			円			円

※ 団体の会則、規約等がありましたら提出書類に添付してください。

※1 助成金事業実施年度における、当該事業も含めた貴団体の全事業計画を記入してください。

1.1 申請書

(申請書添付書類)

2019年度文化活動支援助成事業チェックシート

団体名	事業の種類	
	記入者氏名 ㊟	<input type="checkbox"/> 自主企画・成果発表 <input type="checkbox"/> 芸術文化派遣招へい事業 <input type="checkbox"/> 芸術文化普及事業
事業名		

募集案内の記入例を参照の上、作成した提出書類に不備等がないことを口欄にチェックを入れ、最終確認をしてから提出してください。

1. 助成対象団体要件について

地方公共団体および地方公共団体の団体が参加する実行委員会ではないこと。
 文化施設の運営を目的とする団体ではないこと。
 営利団体ではないこと。
 学校の文化サークルではないこと。
 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体ではないこと。

2. 助成対象事業要件について

専ら販売（営利）を目的とした出版物、デジタルでの記録物を作成する事業ではないこと。
 営利、チャリティーを主たる目的とする事業ではないこと。
 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業ではないこと。
 事業の鑑賞者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業ではないこと。
 外部の団体等が大部分を制作する事業ではないこと。（芸術文化派遣招へい事業、芸術文化普及事業を除く）
 外部の団体等が企画・制作した事業の買い取りや招へいを中心とする事業ではないこと。（芸術文化派遣招へい事業、芸術文化普及事業を除く）

3. 提出書類について

申請書作成時に、助成対象経費、助成対象外経費の確認をしてください。
 団体の会則、規約等がありましたら提出書類に添付してください。
 団体の構成員名簿を添付してください。（新たに作成する場合は氏名のみでよろしいです）
 その他必要により、補足資料等を添付してください。

4. その他

記入例を参照の上、記入しましたか。
 記入漏れがないかチェックしましたか。
 団体の控えとして、提出物のコピーをとりましたか。必ず保管してください。

このチェックシートは申請書と一緒に提出してください。